



保護する責任－規範の形成と伝播、実施をめぐる国際政治プロセスの分析

政所, 大輔

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2015-03-06

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6409号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006409>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	談所 大輔
学位の種類	博士(政治学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当
学位論文の題目	保護する責任—規範の形成と伝播、実施をめぐる国際政治プロセスの分析
審 査 委 員	主査 教 授 栗栖薫子 教 授 増島 建 准教授 多湖 淳

本論文は、ジェノサイドや大規模な残虐行為からの市民の保護を国家と国際社会に求める「保護する責任」(responsibility to protect) について、その形成と伝播、実施をめぐる国際政治プロセスを理論的、実証的に解明することを目的としたものである。先行研究の多くが、概念的、規範的な検討を主眼としたものであるのに対して、規範の形成や発展のプロセスを実証的に分析した点が本論文のオリジナリティである。

第一章では、規範の形成と伝播を説明する際に用いられてきたコンストラクティビズムの既存モデルに依拠しつつ、加えて、国連という多国間フォーラムにおける政治プロセスがどのような影響を及ぼしたのかを論じるための分析枠組みを提示した。

1990 年代には、ルワンダやコソボ問題をめぐって国際社会で人道的介入をめぐる論点が紛糾した。これは、国境を越えて武力紛争等のもとでの大規模人権侵害から文民を救済しようとする考え方が提示され、国際社会の基本原則である内政不干渉と対峙したものであった。第二章では、国家主権をめぐる規範の対立が、人道的介入ではない、保護する責任という新しいアイディアの創出を促したことが指摘された。その過程では、カナダ政府が設立した「介入と国家主権に関する国際委員会」(ICISS) が、規範起業家として、この両者の競合関係を調整するため、保護する責任という新しい規範的概念を発案し、異なるアクター間の利害の調整を促した。

第三章では、2005 年国連総会首脳会合（世界サミット）の成果文書の採択に至るまでの多国間協議を分析し、国連総会におけるコンセンサス方式、パッケージ・ディールなどの特徴が、保護する責任に関する合意内容に影響を及ぼしたことを論じた。同概念は成果文書として政府間で採択されたものの、実質をみると、国家主権を重視する途上国のみでなく、アメリカやヨーロッパの一部諸国に対するカナダ政府らの説得には限界があった。つづく第四章では、世界サミット以降の規範起業家達による、保護する責任概念の普及活動を分析している。ことに国連事務総長や事務総長特別顧問、NGO の説得活動によって、加盟国の保護する責任に対する支持が拡大してきたことを、国連総会における実証的データをもとに解明した。またそのプロセスにおいては、グアテマラやブラジルなど途上国もまた、同概念への理解を深化させるための役割を果たしてきた。

第五章では、保護する責任の実際の運用について、2011 年 2 月のリビア危機や同年 3 月のシリア危機などに対する国連安全保障理事会の意思決定をとりあげて分析した。リビア危機などの非常に例外的な状況で強制措置が実施されうるが、強制措置の発動には依然として主要な途上国の抵抗が根強いこと、他方、保護する責任に基づく国際協力的な安保理の活動は増加傾向にあり、強制措置に至らない範囲での適用となっていると論じている。

第六章では、保護する責任の形成と普及過程において、従来のコンストラクティビズムが想定していた規範内在化、社会化のメカニズムに加えて、多国間交渉のプロセスが色濃く影響を及ぼしており、より国際政治学的な分析が必要であると結論づけている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、保護する責任概念が、専門家や実務家によってどのようにして形成され、国連というフォーラムにおいていかなる要因によって普及し、運用されているのかを、実証的なデータを用いることで説明したうえで、国際政治学のコンストラクティビズム研究に対する理論的なインプリケーションを提示するものである。

同概念については、過去15年の間に国際政治学、国際法、国際組織論、また実務家によるものも交えて、多くの研究がなされるようになったが、著者のオリジナリティは以下の点である。第一に、保護する責任の普及をめぐる歴史的経緯の説明を行うことで、コンストラクティビズムにおいて影響力をもつ既存モデル（規範のライフサイクル・モデル）の修正の必要性を提示した。すなわち、規範のカスケードが自動的なプロセスではないことを提示し、多国間交渉を分析にとりいれる必要性を論じている。第二に、保護する責任というテーマについて、国際政治学の観点から通史的に網羅した分析を行った。本論文において特に評価できる点は、保護する責任概念の形成と普及における歴史的経緯を、公開された一次資料を用いつつ、実際にかかわった多くの実務家に聞き取り調査を行い、丹念に解明した点である。

他方で、本論文に残された課題も少なくない。第一に、多国間交渉に関する理論的枠組みの再検討が求められる。第二に、理論的枠組みを実証分析とより有機的に関連づけて分析することが必要である。第三に、独立国際委員会における議論の内容について、より深く調査を行う必要がある。これらについては、単著としての公刊までに修正することが望ましい。

なお、本論文の内容は、保護する責任研究の主導的な国際的ジャーナル *Global Responsibility to Protect* 誌をはじめとする国内外の査読付きジャーナルへの掲載、北米の国際政治学会（ISA）、英国の国際政治学会（BISA）、日本の国際政治学会での報告などを経て、学界における一定の評価を経たものである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である政所大輔氏が博士(政治学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成27年 3月 6日

審査委員 主査 教授 栗栖薫子

教授 増島 建

准教授 多湖 淳